

個人情報の保護に関する法律施行規則並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（案）等の意見募集について【概要】

1. 改正の趣旨

次の表の左欄(①欄)に掲げる法律の規定に基づく個人情報保護委員会等(②欄)への報告(以下「漏えい等報告」という。)は、同表の右欄(③欄)に掲げる規定(以下「改正対象規則」という。)に基づき、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合を除いて、電子情報処理組織を使用する方法(※1)により報告することとされている(※2)。

※1 個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(具体的には、個人情報保護委員会のホームページに掲載の報告フォーム)を使用する必要がある。

※2 事業所管大臣(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第150条第1項の規定により、同法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣をいう。以下同じ。)への報告は、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。)第8条第3項第2号の規定に基づき、当該事業所管大臣が別に定める場合を除いて、施行規則別記様式第1による報告書を使用する方法により報告することとされている。

① 報告の根拠規定	② 報告先	③ 報告方法の根拠規定
個人情報保護法第26条第1項 (※ 同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者がその取り扱う個人データを漏えい等した場合の報告)	個人情報保護委員会	施行規則第8条第3項第1号
	事業所管大臣	施行規則第8条第3項第2号
個人情報保護法第68条第1項 (※ 同法第63条に規定する行政機関の長等が保有個人情報を漏えい等した場合の報告)	個人情報保護委員会	施行規則第44条第3項
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	個人情報保護委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第29条の4第1項 （※ 同法第12条に規定する個人番号利用事務等実施者が特定個人情報情報を漏えい等した場合の報告）		等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第3条第3項
--	--	--

これらの報告の中には、ランサムウェア事案等のサイバー攻撃も含まれているところ、サイバー攻撃を受けた場合、初動対応中に多数の官公署への報告を行う必要があり、被害組織の報告負担が大きいとの指摘がされている。

今般、「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和7年5月28日関係省庁申合せ。以下「関係省庁申合せ」という。）により、サイバー攻撃に係る被害組織の負担を軽減し、政府の対応迅速化を図るため、ランサムウェア事案に係る官公署への報告等に際して「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ別添様式2）を用いることを可能とすること等とされた。この方針を踏まえ、ランサムウェア事案に関する委員会又は事業所管大臣への漏えい等報告について、当該様式を提出する方法によることを可能とするため、施行規則等の一部を改正等するものである。

2. 改正等の対象となる規則及び告示

<規則>

- ・ 個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）

<告示>

- ・ 個人情報保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件【新設】

3. 改正の概要

個人情報保護法第26条第1項及び第68条第1項並びに番号法第29条の4第1項に基づく個人情報保護委員会への報告の方法について、改正対象規則等を

改正等し、関係省庁申合せ 2. (1) に規定するランサムウェア事案に係る報告を行う場合については、現行規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法等に加えて、関係省庁申合せ別添様式 2 を提出する方法によることができるものとする。

また、事業所管大臣への報告の方法についても、同様に、関係省庁申合せ 2. (1) に規定するランサムウェア事案に係る報告を行う場合については、施行規則別記様式第 1 による報告書を提出する方法に加えて、関係省庁申合せ別添様式 2 を提出する方法によることができるものとする。

4. 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日（予定）

- ※ 施行予定日は、関係省庁申合せにおける共通様式の適用開始日。
- ※ 改正規則及び告示は、当分の間、効力を有することとする。

以 上